

総務省の「今」を伝える情報誌

# 総務省



Ministry of  
Internal Affairs and  
Communications

MIC

特集

## 平成28年版 消防白書を 公表しました。

地方のかがやき

つきがわ  
槻川の水が生み出す  
職人の技と文化を後世に伝える町

### 埼玉県小川町

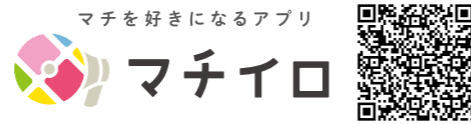
2017

February

Vol.194

2

月号



## 和菓子歳時記

甘味を通してニッポンの四季を知る

2 如月

四季折々に変化する私たちの国、ニッポン。はるか昔から日本人は、移ろいゆく季節を愛でる様々な行事を催し、その都度、趣向をこらした美しい和菓子を添えて楽しんできました。和菓子の向こうに広がる、古き良き日本の文化をご紹介します。

# 福豆

ふくまめ



## 節分は 大晦日の厄払い儀式

節分が近づくと、福豆はもちろん、お多福や鬼の面、豆などを意匠化したユーモラスな和菓子が店先に並びます。

そもそも節分とは「季節の分かれ目」の意味で、「立春・立夏・立秋・立冬」の前日を指す言葉でした。今の時代、立春の前日だけが「節分」と呼ばれるのは、昔の人々が冬から春に変わるこの時期を一年の境目とし、大晦日と同様に重要視していたためだと言われています。

平安時代の宮中では、大晦日に旧年の厄や災難を払い清める行事、「追儺」が行われていました。これが室町時代以降、霊力が宿るとされる豆（＊）を鬼に投げつけて邪気を払い、「豆まき」として定着したのだそうです。

## 景色や物語を感じる和菓子

和菓子は「五感で味わう」と言われます。では、「聴覚で味わう」とはどういうことでしょうか？ それは、「菓銘を聴く」ということ。和菓子の名前は、季節の情景や和歌・俳句にちなむことが多いようです。和菓子を食べるとき、菓銘に込められた「景色や物語をも感じる」ことが、聴覚での味わいということなのでしょう。

\*「魔の目(魔目=まめ)」に豆を投げつけて「魔を滅する(魔滅=まめ)」に通じるという説もあります。  
※このいわれについては諸説あります。

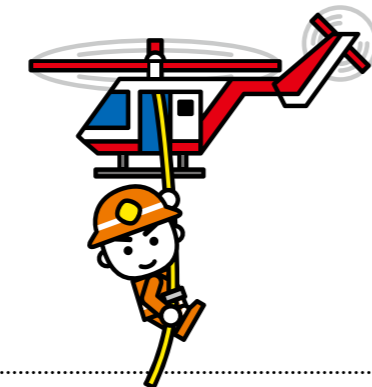
04

特集  
平成28年版

# 消防白書を公表しました。

MIC FOCUS 01

通信・放送事業者間紛争の解決をサポートする  
電気通信紛争処理委員会が  
第6期目の活動を開始



14

MIC NEWS 01

雇用が見えてくる労働力調査  
「完全失業率」や「就業率」などがわかります。

16

MIC NEWS 02

「統計の日(10月18日)」の標語を募集しています！

18

MIC NEWS 03

自治体100人×民間企業100人集結！  
「MICHIKARA官民協働フォーラム」  
が開催されました。

20

地方のかがやき

# 埼玉県小川町



## くらしの中に総務省

## 国民のための 情報セキュリティ サイト



インターネットが広く活用される今、情報セキュリティの重要性が求められています。総務省では、国民の皆さんがインターネットを安心して使い続けられるよう、「国民のための情報セキュリティサイト」を設けています。このサイトでは、皆さんのパソコンやスマートフォンから大切な情報が外部に漏れたり、ウイルスに感染してデータが壊されたり、普段使っているサービスが使えなくなったりしないよう、情報セキュリティの基礎知識や基本的な対策を、「一般利用者」「企業・組織」に分けてわかりやすくご紹介しています。また、子ども向けには「キッズサイト」を設けて、情報を自分で守ることの大切さや、セキュリティの基本など幅広く展開しています。ぜひご家族でご覧ください。

- 国民のための情報セキュリティサイト  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/security/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/)
- 国民のための情報セキュリティサイト キッズ  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/security/kids/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/kids/index.html)

# 熊本地震の被害と対応

Mic Monthly Magazine February 2017

## 平成28年版

# 消防白書を公表しました。



消防白書は、国民の生命、身体および財産を災害等から守る消防防災活動について紹介するものであり、毎年刊行しています。平成28年版消防白書は、特集および本編で構成されており、消防庁ホームページに掲載するとともに、政府刊行物サービスセンターや主要書店などで販売されています。ここでは、消防白書の一部をご紹介します。

### 被害の状況

- 平成28年4月14日には熊本県益城町で、4月16日には益城町及び西原村で、それぞれ震度7を観測(国内で2度の震度7を観測した地域は例がなく、連続して発生したことも観測史上初)

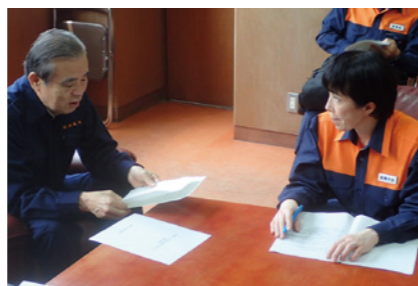


### 消防機関の活動

- 被災地消防本部のほか、県内消防応援隊、緊急消防援助隊が総力を挙げ、消火・救急・救助活動等に従事し、376人(大分県の13人を含む)を救助したほか、消防団の活動においても、常備消防と連携したのもも含め、益城町で51人、南阿蘇村で5人、西原村で15人の人命救助を実施
- 緊急消防援助隊は、警察、自衛隊、DMAT、国土交通省(TEC-FORCE)等の関係機関と連携し、4月14日から27日の14日間にわたり、部隊総数、20都府県の1,644隊、5,497人(延べ4,336隊、15,613人)、最大時、569隊、2,100人(4月16日)が活動

- 熊本県を中心とした広い範囲で建物倒壊や土砂災害が多数発生し、死者139人、負傷者2,581人の人的被害が発生したほか、全壊8,298棟、半壊31,249棟、一部破損141,826棟の住家被害が発生(10月27日時点)、その他に、南阿蘇村では、阿蘇大橋が崩落、熊本県内の5市町(八代市、人吉市、宇土市、大津町及び益城町)において災害対策の拠点となる庁舎が被災

- 消防団は、熊本県において4月14日から5月31日までの間に延べ約105,000人(最大時は13,858人/4月17日)が、大分県において4月14日から5月31日までの間に延べ約7,400人(最大時は2,960人/4月16日)が活動



南阿蘇村役場での南阿蘇村長と高市総務大臣との意見交換(5月2日)



益城町宮園地区(宮崎市消防局提供)



土砂崩れ現場での活動(南阿蘇村消防団提供)



南阿蘇村河陽地区(広島県防災航空隊提供)

### 消防庁が取り組むべき課題と対応

- 庁舎の耐震化の促進及び業務継続性の確保
  - 防災拠点となる庁舎等の耐震化が進められるよう、緊急防災・減災事業債の対象事業として、地方財政措置等により支援を行うとともに、関係省庁と連携し、業務継続計画策定研修会の開催等により地方公共団体における業務継続計画の策定を促進
- 被災自治体に対する応援職員も含めた指揮命令系統の確立など、受援体制の整備促進
  - 過去災害時に応援・受援実績がある市町村へのヒアリングを通じた先進事例の収集のほか、受援体制の地域防災計画への位置付けなど、市町村の取組を促進

- 被災状況等の情報の一元的把握
  - ヘリテレ<sup>※</sup>や地上設置カメラなどの画像等をリアルタイムで大型スクリーン表示・共有する災害時オペレーションシステムや、被害情報の一元化等の災害応急対応機能や救援物資管理、罹災証明書発行等の被災者支援機能を有する防災情報システムの整備を推進
  - ※ヘリコプターに搭載されたカメラで撮影した被災地の映像情報を自治体等の地上受信局へ伝送する装置。
- 緊急消防援助隊の自立的な活動体制の確保及び消防団活動の充実強化
  - 緊急消防援助隊の自立的活動を可能とする拠点機能形成車両や燃料補給車の配備を推進、消防団員の確保及び消防ポンプ自動車をはじめとした資機材の整備・教育訓練の充実



### 平成28年版消防白書 目次(特集)

- 特集 1 熊本地震の被害と対応
  - 1 地震の概要
  - 2 災害の概要
  - 3 政府・消防庁・消防機関等の活動
  - 4 地震対応の検証と課題
- 特集 2 平成28年8月の台風等の被害と対応
  - 1 台風等の状況
  - 2 台風第7号、台風第11号、台風第9号に係る被害
  - 3 台風第10号に係る被害等
  - 4 今後の水害等に備えた地域の防災体制の再点検
- 特集 3 消防団を中核とした地域防災力の充実強化
  - 1 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の制定を受けた取組と最近の消防団等の活躍
  - 2 引き続き実施すべき消防団の充実強化施策
- 特集 4 消防における女性消防吏員の活躍推進
  - 1 女性消防吏員を取り巻く現状
  - 2 女性消防吏員の活躍促進に向けた取組
- 特集 5 伊勢志摩サミットにおける消防特別警戒の実施
  - 1 サミット開催までの取組
  - 2 消防特別警戒の体制等
  - 3 警戒部隊の活動等



### 平成28年版消防白書 目次(本編)

- 第1章 災害の現況と課題
- 第2章 消防防災の組織と活動
- 第3章 国民保護への対応
- 第4章 自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり
- 第5章 国際的課題への対応
- 第6章 消防防災の科学技術の研究・開発

附属資料



特集 3

# 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

## 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の制定を受けた取組

### 【消防団への加入促進】

- 総務大臣から各地方公共団体の長あてに書簡を送付するとともに、経済団体あてにも書簡を送付
- 「消防団協力事業所表示制度」の普及及び地方公共団体による事業所への支援策の導入促進
- 平成28年11月、文部科学省及び各国公立大学長に、学生が消防団活動に参加しやすい環境づくりに配慮するよう依頼
- 市町村が活動実績を認証する「学生消防団活動認証制度」の導入に向けた働き掛けを実施
- 女性や若者をはじめとした消防団員を更に増加させるため、消防団加入促進支援事業などを実施



消防庁が交付する表示証(ゴールドマーク(左)と市町村等が交付する表示証(シルバーマーク(右))



- 平成28年10月、各地方公共団体に対し、各地方公共団体が取り組むべきことの具体例を明示した通知を发出
- 消防団員数が相当数増加した消防団等に対し、総務大臣から感謝状を授与

### 【消防団員の処遇の改善】

- 年額報酬及び出動手当について、特に支給額の低い団体に引上げを要請(無報酬団体は平成27年度中に解消)

### 【装備の充実強化】

- 平成26年2月に「消防団の装備の基準」を改正し、ライフジャケット等の安全装備品等の充実を図るとともに、平成27年度に引き続き平成28年度においても地方交付税措置を拡充

### 【教育・訓練の充実・標準化】

- 平成26年3月に「消防学校の教育訓練の基準」を改正し、消防団員に対する幹部教育のうち、中級幹部科を指揮幹部科として再編するとともに、消防学校等において消防団員への教育を行うための教材を作成
- 消防学校に対し、救助資機材を搭載した消防ポンプ自動車等を計画的に整備



支援物資の仕分けの様子(熊本市消防団提供)

### 最近の消防団等の活躍

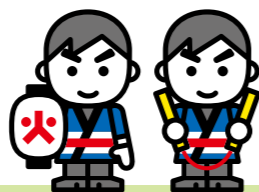
- 熊本地震では、八代市及び益城町で、消防職員とともに消火活動を実施したほか、倒壊家屋等からの救助活動においても、消防職員とともに、益城町、南阿蘇村及び西原村で合わせて71人を救助
- 平成28年8月の台風第10号による大雨では、土のう積み、警戒活動、避難誘導等を実施する一方、消防職員とともに救助活動を実施し、北海道で10人、岩手県で12人を救助



行方不明者の捜索(御影消防団(北海道清水町)提供)

### 引き続き実施すべき消防団の充実強化施策

- 消防団活動に対する事業所の協力と理解を促進
- 大学生・専門学校生等若い世代の更なる入団促進
- 女性消防団員の更なる活躍の推進
- 機能別団員など消防団組織・制度の多様化方策の導入



全国女性消防操法大会

特集 2

# 平成28年8月の台風等の被害と対応

## 台風第7号、台風第11号、台風第9号等に係る被害

- 一連の台風等による大雨は、北海道、東北及び関東地方の広い範囲で被害をもたらし、特に、8月20日からの大雨では、死者2人、負傷者77人の人的被害や多数の住家被害が発生

## 台風第10号に係る被害等

- 8月29日から30日にかけて接近・上陸した台風第10号の影響による大雨で、北海道及び東北地方の各地で河川の氾濫が発生し、グループホーム入所者9人を含め、死者22人、行方不明者5人の人的被害や多数の住家被害が発生したほか、道路の損壊等による孤立事案が多数発生



被災後の状況(岩泉町安家地区 仙台市消防局提供)



## 台風第10号に係る消防機関の活動

- 地元消防機関、県内応援消防本部等、広域航空消防応援、緊急消防援助隊及び消防団が連携し、行方不明者の捜索・救助活動、孤立地域における住民の救助活動等を展開
- 緊急消防援助隊の活動により43人を救助したほか、消防団の活動により、常備消防と連携したのもも含め、北海道幕別町で10人、岩手県久慈市及び岩泉町でそれぞれ6人を救助

- 緊急消防援助隊は、8月31日から9月9日まで10日間にわたり、1都5県(青森県、宮城県、秋田県、福島県、東京都及び神奈川県)の257隊、1,044人(延べ825隊、3,238人)、最大時、93隊、364人(9月2日)が活動
- 消防団は、北海道において8月29日から9月14日までの間に延べ約500人(最大活動時は276人/8月31日)が、岩手県において8月29日から9月16日までの間に延べ約2,700人(最大活動時は754人/8月30日)が活動



岩泉町活動調整会議(岩泉消防署 仙台市消防局提供)



ヘリコプターのホイストによる救助(岩泉町岩泉地区 東京消防庁提供)



高市総務大臣による岩泉町内の被災現場視察(9月7日)(岩泉町提供)

## 今後の水害等に備えた地域の防災体制の再点検

- 近年、経験したことのない集中豪雨等により、従来安全であると考えられていた地域で大きな被害が発生したため、9月7日に「今後の水害及び土砂災害に備えた地域の防災体制の再点検について」を发出し、市町村の地域防災計画、マニュアル等を確認し、平時から実効性のある対応体制が確保できているか点検するよう要請



特集  
5

## 伊勢志摩サミットにおける消防特別警戒の実施

平成28年5月26日、27日に三重県志摩市にある「志摩観光ホテル」を主会場として、伊勢志摩サミットが開催

### サミット開催までの取組

- 平成27年6月15日に「消防庁伊勢志摩サミット等対策準備本部」、7月29日に「伊勢志摩サミット消防・救急対策委員会」を設置

#### 【警防対策】

テロ対応車両及び資機材の増強配備によるテロ対応体制の強化、各警戒対象施設、現地警戒本部におけるNBC災害対応訓練、警戒に当たる各部隊長を対象とした警防視察及び災害活動要領の確認

#### 【予防対策】

地元消防本部と応援消防本部が協力したサミット関係施設における立入検査及び防火指導

#### 【その他】

主会場、首脳宿泊場所をはじめとした各警戒対象物における施設関係者と連携した災害対応訓練、結団式の挙行等



主会場におけるNBC対応訓練



結団式会場に全国から集結した消防隊と消防車両



### 消防特別警戒の体制等

- 警戒実施期間は、5月24日17時から5月29日9時までの6日間
- 消防車両99台、消防ヘリ6機、消防職員等1,014人（警防要員912人、予防要員102人）の消防特別警戒体制を構築
- 首脳宿泊ホテル、志摩市及び鳥羽市内の主な宿泊施設、国際メディアセンター、中部国際空港、要人の移動経路となった高速道路等を警戒
- 主会場のホテルと国際メディアセンターの敷地内に救急隊車両を配備し、2交代24時間体制で警戒活動を実施
- 津市（伊勢湾ヘリポート）及び伊勢市（県伊勢志摩広域防災拠点）に消防ヘリを駐機
- 警戒対象施設内の防災センター等に24時間体制で予防警戒員が常駐

### 警戒部隊の活動等

- 建物ぼや火災が1件あり、警戒していた消防隊が地元消防隊とともに出動
- 救急出動が8件発生したほか、自動火災報知設備の非火災報が2件、防火戸の作動を知らせる警報が1件あり、各部隊が地元消防隊等と連携し対応



救急事案対応をする統括警戒本部員



救急事案対応をする救急隊



特集  
4

## 消防における女性消防吏員の活躍推進

### 女性消防吏員を取り巻く現状

- 全国消防吏員に占める女性割合が、警察、自衛隊、海上保安庁と比較して、依然として低水準（平成28年4月1日現在で2.5%）
- 全国消防吏員に占める女性比率を平成38年度当初までに5%に引き上げることが共通目標



### 女性消防吏員の活躍推進に向けた取組

#### 【女子学生等を対象とした職業説明会（ワンデイ・インターンシップ）の開催】

- 女子学生等を対象とした職業説明会を全国8か所の会場で開催（このうち、東京会場には189名が参加）
- 現役女性消防吏員による講演を行い、ブースや座談会方式による現役女性消防吏員との対話の機会を設けたほか、近隣の消防署にて消防活動訓練の見学等を実施

#### 【ポスター及びリーフレット等による広報】

- 女性消防吏員の活躍推進に向けたポスター、消防の業務内容や、出産・子育てのための各種支援制度、教育制度が分かるリーフレットを作成するとともに、キャリアパス、勤務形態や勤務条件、職務内容、家庭との両立等を具体的事例を用いて示したガイドブックを作成

#### 【ポータルサイト等による幅広いPR】

- 情報提供のプラットフォームとして、消防庁ホームページ内に専用ポータルサイトを開設すると同時に、公式Facebookページ「総務省消防庁-女性活躍-」を開設
- 消防庁ホームページ及び民間就職情報提供サイトに、各消防本部の職場体験実施日時・内容等を掲載し、女子学生等が直接参加申し込みできる窓口を設定

#### 【消防大学校における取組】

- 平成28年度は、女性消防吏員のキャリア形成支援を主たる目的とした5日間の女性専用コースを新設するとともに、各学科の定員5%を女性枠として設定
- 平成27年度は、女性の寮生活に必要な浴室、トイレ、更衣室、談話室など女性専用施設「さくら倶楽部」を整備



ワンデイ・インターンシップの様子



女性消防吏員PRポスター





通信・放送事業者間紛争の解決をサポートする

# 電気通信紛争処理委員会が第6期目の活動を開始



## 2 第6期新体制がスタート

### 委員長に中山委員 (弁護士・中央大学大学院法務研究科教授)が就任

平成28年12月3日に委員5名(任期3年)が任命され、第6期電気通信紛争処理委員会がスタートしました。

委員会は、国会の同意を得て総務大臣から任命された、法律、経済・会計、通信工学の有識者によって構成されています。また、あっせん手続への参与等のため、総務大臣から8名の特別委員が任命されています。



[左]委員会の模様  
[右]中山委員長(右)と  
荒川委員長代理(左)



委員一覧

委員長	中山 隆夫	弁護士・中央大学大学院法務研究科教授
委員長代理	荒川 薫	明治大学総合数理学部教授
	小野 武美	東京経済大学経営学部教授
	平沢 郁子	弁護士
	山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授

特別委員一覧

青柳 由香	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
荒井 耕	一橋大学大学院商学研究科教授
大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
加藤 寧	東北大学大学院情報科学研究科教授
小塚 荘一郎	学習院大学法学部教授
近藤 夏	弁護士
矢入 郁子	上智大学理工学部准教授
若林 和子	公認会計士

## 1 電気通信紛争処理委員会を紹介します

電気通信紛争処理委員会は、電気通信分野のサービスの高度化・多様化が進む中、事業者間の紛争が増大・複雑化してきたことを踏まえ、平成13年11月30日に設置された専門組織です。

通信・放送事業者間での協定・契約などの協議に関する紛争解決のお手伝いをしています。

### 電気通信紛争処理委員会の機能

#### あっせん・仲裁

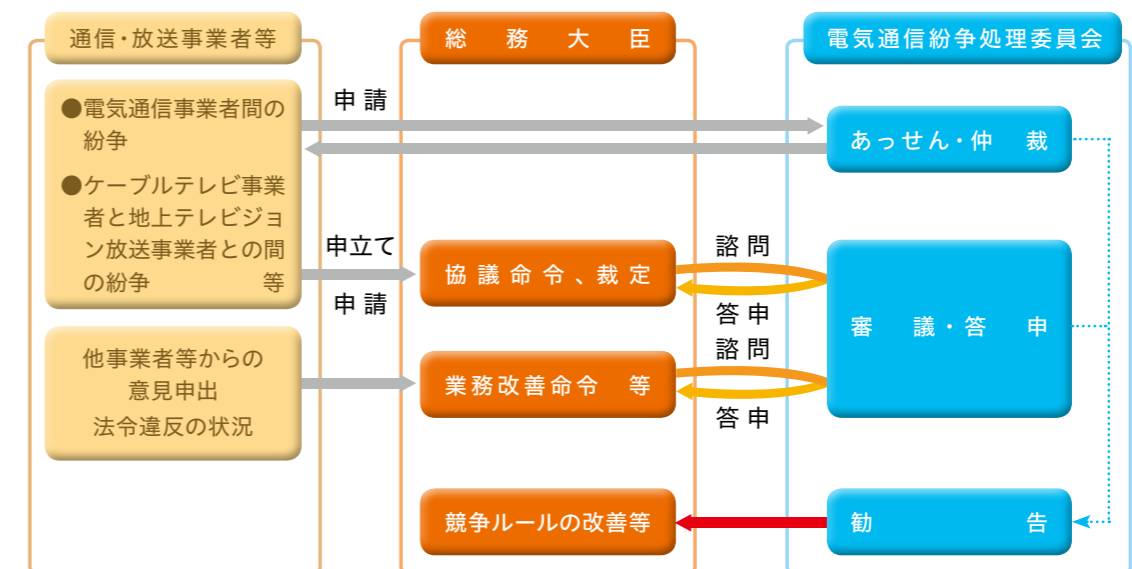
電気通信事業者間の接続に関する紛争、ケーブルテレビ事業者と地上テレビジョン放送事業者との間の再放送の同意に関する紛争等に対し、「あっせん」または「仲裁」を実施。

#### 諮問に対する審議・答申

総務大臣が、接続協定に関する協議命令や裁定、再放送の同意に関する裁定、業務改善命令などの行政処分を行う際、諮問を受け、審議・答申。

#### 勧告

あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告。



#### 相談

事務局に相談窓口を設け、事業者間の紛争等に関する相談に対応。

## 4 相談窓口を ご活用ください

電気通信紛争処理委員会の事務局では、事業者向けの相談窓口として、専用の電話、メールアドレスを設け、事業者の間での協定・契約等に関する協議が難航した場合等の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供などを幅広く行っています。  
相談は、無料・非公開で行っておりますので、お気軽にご連絡ください。

### たとえばこんなときにご相談ください

<p><b>電気通信事業者 vs 電気通信事業者</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>電気通信設備の接続・共用に関する協定が調わないとき</li> <li>電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定が調わないとき</li> <li>卸電気通信役務の提供に関する契約が調わないとき</li> <li>電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約の条件等についての協議が調わないとき</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>接続に必要な電気通信設備の設置・保守に関する協定・契約</li> <li>接続に必要な土地・建物・管路等の利用に関する協定・契約</li> <li>接続に必要な情報の提供に関する協定・契約</li> <li>電気通信役務の提供に関する契約の締結の取次や料金回収等の業務委託に関する協定・契約</li> </ul>	<p><b>コンテンツ配信事業者等 vs 電気通信事業者</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>コンテンツ配信事業等を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約の条件等について協議が調わないとき</li> </ol>	<p><b>ケーブルテレビ事業者等 vs 基幹放送事業者</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地上基幹放送の再放送に係る同意に関する協議が調わないとき</li> </ol>	<p><b>無線局を開設・変更しようとする者 vs 他の無線局の免許人等</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約の締結について協議が調わないとき</li> </ol>
---	--	---	--

- ご相談は、委員会のあっせんや仲裁手続の利用を前提とするものではありません。協議中のものや、今後の対応を決めていない案件についてもご相談ください。
- 「あっせんの申請が可能な事案かどうか判断がつかない」といった相談や「あっせんの手続(制度概要、申請方法等)を知りたい」などの問い合わせについても幅広く受け付けています。
- 相談者の了解なしに相談内容を相手方事業者に伝えることはありません。

## 3 電気通信紛争処理委員会は 複雑な事業者間の紛争を 解決してきました

電気通信分野などにおける競争の進展に伴い、事業者間の紛争は複雑化・多様化しています。  
電気通信紛争処理委員会は、専門性を活かしたあっせんや仲裁により紛争の解決に臨んでいます。

(平成28年12月31日までの累計)

紛争処理等の種類	件数
あっせん	68件
仲裁	3件
諮問に対する答申	9件
勧告	3件

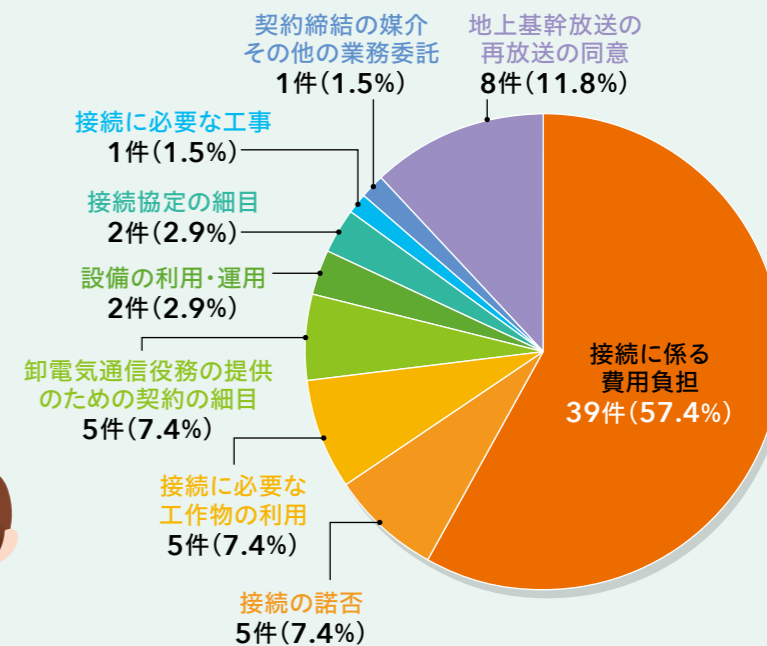
### 1 紛争処理等の件数

平成13年11月の委員会設立から平成28年12月末までの紛争処理等の件数は、左表のとおりです。



### 2 あっせんの内容

これまで処理したあっせん案件の内容は右図のとおりです。  
電気通信紛争処理委員会では、委員及び特別委員の中から、「あっせん委員」を指名します。あっせん委員が当事者の間に入って双方の歩み寄りを促すことにより、難航した協議の迅速・公正な解決を図ります。なお、必要に応じ、あっせん委員があっせん案を提示します。



### 3 これまでの実績

これまでのあっせん案件処理件数68件のうち、専門性を活かしたあっせんにより、平均して3~4か月で処理し、6割を超える案件が合意により解決しています。

合意が成立し解決 <sup>(注1)</sup> 44件(64.7%)	合意に至らず (申請取下げ・打切り) 19件(27.9%)	不実行 <sup>(注2)</sup> 5件(7.4%)
--	-------------------------------------	---------------------------------

注1:「合意が成立し解決」は、当事者間の協議により解決した事件16件及びあっせん案の受諾により解決した事件28件の合計。  
注2:「不実行」とは、一定の場合(他方当事者があっせんを拒否した場合、相手の社会的信用の低下を目的としていると認められる場合等)に委員会があっせんしないこと。



● 通信・放送等事業者向けの相談専用電話

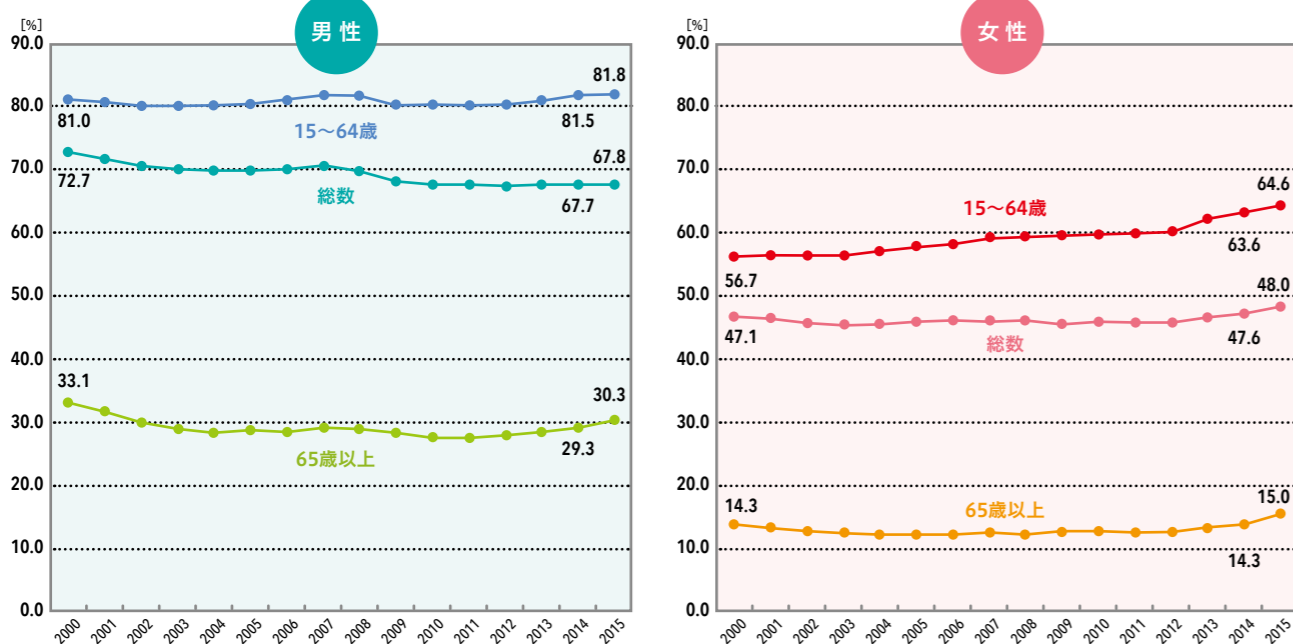
TEL 03-5253-5500 FAX 03-5253-5197

電話受付時間 平日9:30~12:00/13:00~17:00

● 通信・放送等事業者向けの相談専用メールアドレス soudan@ml.soumu.go.jp

● 電気通信紛争処理委員会ウェブサイト [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hunso/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/)

就業率の推移



2015年の15~64歳の就業率は、男性が81.8%と前年と比べ0.3ポイント、女性は64.6%（比較可能な1968年以降最高）と1.0ポイント上昇しました。

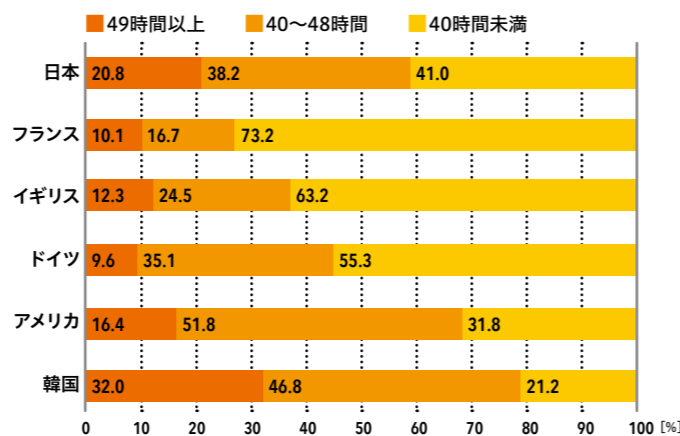
労働力調査「基本集計」  
※ 2011年は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を使用。

国や地方の雇用対策や政府の景気判断に欠かせない調査です

労働力調査の結果は、政府が毎月発表する月例経済報告において、雇用の重要な指標として景気判断に利用されるほか、国・地方公共団体における雇用対策、大学や研究機関における雇用失業問題の研究など、各方面で重要な基礎資料として幅広く活用されています。

また、近年では少子高齢化の流れに歯止めをかけ、国民の誰もが生きがいを感じられる社会を創ることを目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けた取組が目ざされており、就業率や長時間労働の実態に関する結果が指標として用いられるなど、労働力調査は、ますます重要な調査となっています。

長時間労働者の構成比



※長時間労働者の構成比については、2015年の各国の就業者一人当たりの週労働時間を示す。  
※40時間未満には、日本は休業者及び不詳が、各国データは"No hours actually worked"及び"Not elsewhere classified"が含まれる。  
※ILO「ILOSTAT Database」(日本は総務省「労働力調査(基本集計)」、アメリカはアメリカセンサス局及びアメリカ労働統計局「Current Population Survey (CPS)」)を基に作成。

皆さまのご回答が雇用対策の道しるべに

労働力調査は、暮らしにかかわる雇用や失業の状況を的確に把握し、各種の雇用対策を立案するために必要不可欠な調査です。正確な統計の作成のため、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いいたします。

労働力調査の結果はインターネットからもご覧になれます。

労働力調査

検索

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/>

労働力調査

雇用が見えてくる労働力調査



「完全失業率」や「就業率」などがわかります。

労働力調査は毎月実施しています

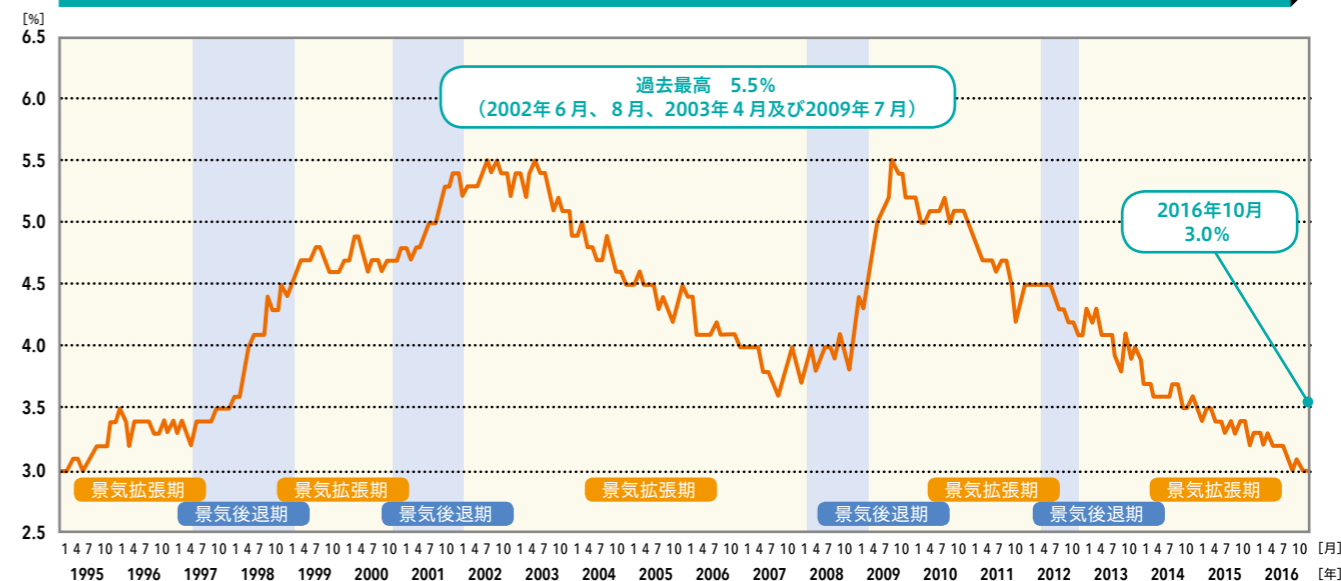
労働力調査は、我が国の雇用や失業の実態を明らかにすることを目的とした、統計法に基づく政府の基幹統計調査です。全国から無作為に選定された約4万世帯の世帯員約11万人を対象(このうち就業状態などについては、15歳以上の約10万人を対象)として、総務省統計局が都道府県を通じて毎月実施しています。

労働力調査の結果は、毎月、原則として調査月の翌月末に公表しており、調査の結果から、新聞やテレビなどで取り上げられている「完全失業率」や「就業率」などがわかります。

調査員が訪問します

労働力調査は、調査対象となる世帯を、全国から統計的な方法によって偏りのないよう、無作為に選定しており、どなたでも調査の対象となりえます。また、我が国全体の就業・不就業の状況を把握することを目的としているため、仕事に就いている人だけでなく、仕事に就いていない人も含めて調査の対象になります。選定された世帯には、調査員が訪問し、調査票の記入と提出をお願いしています。

完全失業率(季節調整値)の推移



完全失業率(季節調整値)は2008年秋のリーマンショック後の2009年1月から7月の6か月間で1.2ポイント上昇し、過去最高の5.5%となりました。その後は、低下傾向となり、2016年6月以降は、約21年ぶりの低い水準である3.0%~3.1%で推移しています。

労働力調査「基本集計」  
※ 2011年は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を使用。



「統計の日」



# 「統計の日(10月18日)」の標語を募集しています!

## 募集部門

- 小学生の部・・・小学校の児童
- 一般の部・・・上記以外の学生及び一般の方
- 中学生の部・・・中学校の生徒
- 統計調査員の部・・・統計調査員又は登録調査員の方
- 高校生の部・・・高等学校の生徒
- 公務員の部・・・各府省、都道府県、市区町村の職員

## 応募方法

- 応募用紙にて、1人5作品まで応募できます。
- 応募用紙以外で応募される場合は、次の記載事項を明記の上、応募してください。
  - ①部門、②お住まいの都道府県名、③氏名(ふりがな)、④所属・学校名(学年)、⑤電話番号、⑥標語(1人5作品まで)
- ※一般の部:④は、記入不要です。 ※統計調査員の部:④は、「〇〇市統計調査員」等と記入してください。
- 応募作品は、自作で未発表のものに限ります。

## 提出方法

- 小学生の部、中学生の部、高校生の部、一般の部は、総務省政策統括官室まで、メール、FAX又は郵送にて提出してください。
- 統計調査員の部は、所属する都道府県又は市区町村の統計主管課へ提出してください。
- 公務員の部のうち、各府省の職員は、職場の取りまとめ部署へ提出してください。
- 公務員の部のうち、都道府県及び市区町村の職員は、所属する都道府県又は市区町村の統計主管課へ提出してください。

## 提出先

- メールの場合 **toukeinohi@soumu.go.jp**
- FAXの場合 **03-5273-1181**
- 郵送の場合 〒162-8668 東京都新宿区若松町19-1  
総務省政策統括官付統計企画管理官室普及指導担当 宛

## 入選作品の決定・発表

- 入選作品は、部門ごとに佳作1作品程度、そのうち、特に優秀な作品として特選1作品を決定します。
- 入選作品は、平成29年6月(予定)に発表します。
- 入選された場合、ご本人(又は応募作品の取りまとめ部署等)にご連絡するとともに、総務省のホームページや広報誌等において、作品、名前、所属・学校名(学年)、都道府県名を発表します。

## 表彰

- 入選者には、表彰状及び副賞を授与します。

## 著作権

- 入選作品の著作権は、総務省に帰属します。

## お問い合わせ先

総務省政策統括官付統計企画管理官室普及指導担当

- 電話 03-5273-1144(直通)
- メール **toukeinohi@soumu.go.jp**

- 過去の入選作品をご覧になりたい方、または応募用紙をダウンロードされたい方は、ホームページをご覧ください。  
[http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/info/guide/02toukatsu01\\_04000202.html](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/info/guide/02toukatsu01_04000202.html)

## 募集期間

平成29年**2月1日(水)**~**3月31日(金)**

総務省では、統計の重要性に対する国民の関心と理解を深め、統計調査に対する国民のより一層の協力を頂けるようにと定めた「統計の日(10月18日)」の周知を図るため、毎年「統計の日」のポスターをはじめとする広報媒体に活用すべく標語を募集しています。

総務省では、この「統計の日」の趣旨を踏まえた標語について、皆さまからのご応募をお待ちしております。

なお、入選作品は、「統計の日」のポスターのほか、調査環境を整備するための各種広報に活用することとしております。

平成28年11月16日(水)、第66回全国統計大会(国立オリンピック記念青少年総合センター)において、平成28年度「統計の日」標語の特選受賞者に対する表彰が行われました。



## 過去の特選作品

- 平成28年度 「統計の 確かな情報 大きな安心」
- 平成27年度 「統計を 今に活かして 未来につなぐ」
- 平成26年度 「統計は 次代を読み解く パートナー」
- 平成25年度 「統計で みんなで見よう 時代の動き」
- 平成24年度 「統計で 知る・見る・活かす この社会」



平成28年度  
「統計の日」ポスター  
平成28年度の特選作品が  
活用されています。



## 「統計の日」とは

我が国で最初の近代的生産統計「府県物産表」に関する太政官布告が公布された明治3年9月24日を現在の太陽暦に換算した10月18日を「統計の日」としています。

これは、統計の重要性に対する国民の関心と理解を深め、統計調査に対する国民のより一層の協力を頂けるようにと、昭和48年7月3日の閣議了解で定められたものです。

カ  
ガ  
カ  
MICHIKARA  
地方創生

# 自治体100人×民間企業100人 集結！ 「MICHIKARA官民協働フォーラム」が開催されました。



総務省からは太田直樹・総務大臣

正直知事から「官から民へという動きがあったが、官と民が手を取り合っていくことが必要」という基調講演を皮切りに、ユニークな取組をされている自治体の首長の講演やパネルディスカッションで、場が大いに盛り上がりました。

## H28.10.25 / TIMETABLE

- 10:00 プレネットワーキングセッション
- 11:00 オープニング
- 11:05 基調講演  
・高知県 尾崎正直知事
- 12:00 ゲスト講演  
・静岡県牧之原市 西原茂樹市長  
・埼玉県横瀬町 富田能成町長  
・(株)リバースプロジェクト代表取締役 龜石太夏匡氏
- 13:35 昼食
- 14:30 続・ゲスト講演  
・長野県塩尻市役所 山田崇氏
- 15:05 スポンサーセッション  
・株式会社リクルートホールディングス  
・アクセンチュア株式会社
- 15:35 小グループセッション
- 17:30 懇親会

補佐官が参加し、「官民協働」という言葉はよく聞くが、官と民のボーダーを越えるのは簡単ではない。民には、官について「効率が悪い」とか「介入するな」という先入観がある。官にも、外部の声を聴くと色々な注文が出てきて裁けない、聴かないといけないが聴くのが怖いという気持ちもある。何かやろうとなったときに、出る杭は打たれることもある。このフォーラムは、優れたファシリテーターの参加もあり、そういった先入観や恐れを持たず、安心して新しいことを生み出せる場だと思っ。素晴らしい成果が生まれることを期待している」とコメントしま

この取組「MICHIKARA」がはじまったのは長野県塩尻市。平成28年2月に民間企業の若手リーダーと塩尻市職員が行政の施策を検討するという「MICHIKARA」が実施されました。企業15人、職員15人が1チーム6人で、「空き家問題」「子育て中女性の活躍」など、塩尻市が指定した5つの課題解決に向かいました。

東京での半日のキックオフと塩尻で2泊3日の合宿を経て、最終日には市長に提言しました。実際に予算をつける決定がされたものもあります。プログラムは7月に参加企業にJ-Tを加え、第2期が実現。リクルートが塩尻市と包括提携するなどの波及効果につながっています。

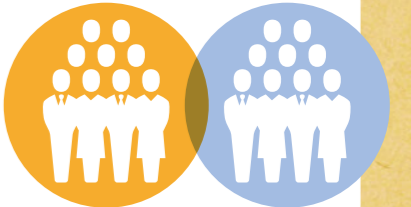
このプログラムを仕掛けたのは、企業変革を手掛ける株式会社チエンジウエーブ佐々木裕子代表と塩尻市職員山田崇氏。手応えを感じた二人は塩尻市での課題や取組は全国自治体の課題であり、実現できる取組になる可能性があると感じ、今回のフォーラムを主催しました。

フォーラム当日は、高知県の尾崎

ネットワーキングランチをはさんで、午後はMICHIKARAリーダーシッププログラムの成功要因として「短期間でいい人材を出してもらおうこと」「実際に動かせるための人選をバイネームですることが大事」といった背景が披露されました。そしていよいよ参加者たちが実際に出会い、議論をするグループセッションへ。会場でアンケートシステムを利用して参加者から募集した課題を、参加者自身が投票し、自治体・企業双方から一定の人数が集まったテーマでグループを形成しました。話し合われたテーマは、「地域の魅力を地元中高生に伝えられるシステムをどう作るか?」「若者に市役所に興味を持ってもらって良い人材に来てもらうには?」「次世代に残せるエネルギーを地産地消できる地域づくりとは?」など。

この中からは実際の取組につながる事例や出会いも出てくるかもしれません。地方と企業の出会いに大きな可能性を感じ、200人が今後の可能性への期待を胸に会場を後にしました。

平成28年10月25日、自治体、民間企業からそれぞれ100人ずつが集結し、官民協働で議論をする「MICHIKARA官民協働フォーラム」が開催されました。「官民を超えた人と人のアツい出会いで未来を変える変化の波を全国に起こしていきたい」という趣旨で開催されたこのイベント。ユニークな施策をしている首長らの講演に会場が沸いた後、実際に企業・自治体混合メンバーで官民協働のアイデアを話し合うワークショップが実施されました。



この取組「MICHIKARA」がはじまったのは長野県塩尻市。平成28年2月に民間企業の若手リーダーと塩尻市職員が行政の施策を検討するという「MICHIKARA」が実施されました。企業15人、職員15人が1チーム6人で、「空き家問題」「子育て中女性の活躍」など、塩尻市が指定した5つの課題解決に向かいました。

東京での半日のキックオフと塩尻で2泊3日の合宿を経て、最終日には市長に提言しました。実際に予算をつける決定がされたものもあります。プログラムは7月に参加企業にJ-Tを加え、第2期が実現。リクルートが塩尻市と包括提携するなどの波及効果につながっています。

このプログラムを仕掛けたのは、企業変革を手掛ける株式会社チエンジウエーブ佐々木裕子代表と塩尻市職員山田崇氏。手応えを感じた二人は塩尻市での課題や取組は全国自治体の課題であり、実現できる取組になる可能性があると感じ、今回のフォーラムを主催しました。

フォーラム当日は、高知県の尾崎

アニメの舞台にもなったといわれる「小川町立小川小学校 旧下里分校」。現在は地域交流の場として活用されている。



江戸末期から伝わる郷土料理「忠七めし」。江戸城無血開城の立役者、山岡鉄舟と、小川町の割烹旅館「二葉」の八代目館主である八木忠七との出会いによって生まれた。「日本五大名飯」の一つ。



プロフィール  
人口 31,199人 (平成29年1月1日現在)  
面積 60.36km<sup>2</sup>  
HP <http://www.town.ogawa.saitama.jp/>



埼玉県

# 小川町

Ogawa-machi

四季折々の花咲く豊かな町



外秩父の山々に抱かれた

町の母なる山「笠山」を含む比企三山を源とする「槻川」。川沿いを歩ける散策路や、「栃本親水公園(とちもとしんすいこうえん)」など遊び場が設けられている。

槻川つきがわの水が生み出す  
和紙づくり  
酒づくり  
職人の技と文化を  
後世に伝える町

享保6年(1721年)の棟札(むなふだ)がある「吉田家住宅」。建築年代が明らかなものとしては、県内最古の民家。国指定重要文化財。



小川町には、ハイキングコースが豊富にあり、毎年開催される「外秩父七峰縦走ハイキング大会」では、小川町役場前がスタート地点となっている。



町の無形文化財に指定されている「下里ささら獅子舞」。250年ほど前、下里地域に疫病が流行った際に奉納されたことがはじまり。



しても知られていません。懐かしくほのぼのとした里山の景色ですが、古くからたくさんものを生み出してきた力が今も沸々と滾る町と言えるでしょう。

平成26年11月27日、小川町と隣の東秩父村に伝承された小川和紙の代表「細川紙」が、「和紙・日本の手漉和紙技術」としてユネスコの無形文化遺産に登録されました。

小川町はこれを機に、和紙づくりの技術はもちろん、この町全体を広くアピールしようと、様々な取組を展開しています。

東 京の池袋から東武東上線(約1時間) 埼玉県比企郡小川町は、関東平野と秩父の山々のちょうど境界域にあります。

町のほぼ中央を槻川つきがわが流れ、この川の清らかな水によって育まれた紙すきや酒造が盛んなことで有名です。特に和紙づくりの歴史は1300年と古く、「和紙のふるさと」とも呼ばれています。

他にも、建具、鬼瓦、裏絹など、職人の技巧に裏打ちされた伝統産業で栄えた町なのです。

また、小川町の一商店から端を発し、今では大型衣料品店や大型スーパーへ成長させた著名な起業家を輩出したことや、有機農業のメッカと

カタクリ (3月下旬~4月上旬) ヒガンバナ (9月上旬~9月下旬)



国蝶「オオムラサキ」。毎年夏前に「カタクリとオオムラサキの林」で放蝶される。



## 研修受け入れ農家も充実 有機農業の広がり

小川町は有機農業が盛んなことでも有名な場所です。昭和46年に有機農業第一人者の金子美登(かねこよしのり)氏が、化学肥料や農薬に依存せず、自然の中の天敵や土壌の微生物の力をかりる循環型の農業に取り組むことからはじまりました。

昭和54年からは、金子氏の霜里農場で研修生の受け入れを開始し、その思いや農法に共感する人たちがこの町の魅力に魅かれて移住。現在では、小川町で有機農業を学んだ人たちが自立し、全国から研修生を受け入れて育てるなど、有機農業の輪がさらに広がり、「有機農業の里」として知られています。

小川町では、それぞれの農家で多彩な品目を栽培していて、完全無農薬栽培ぶどうを使った天然酵母自然発酵のワインや、在来種有機大豆を使用した豆腐など、新たな取組にも果敢に挑戦しています。

平成26年からは、「小川町オーガニックフェス」が毎年開催されています。



●小川町オーガニックフェス  
<http://ogawaorganicfes.strikingly.com/>

### 定住人口を増やせ!

#### 移住サポートセンター



「移住定住ツアー」の様子。

小川町では平成28年に「移住サポートセンター」を開設。観光協会と同じ建物にあり、町の紹介、移住に関する様々な相談事などを受け付け、イベントなども開催している。

● <http://ogawa-iju.jp/>



上/年末に行われる「小川和紙マラソン」には、毎年全国から参加者が集う。下/小川和紙が「七夕まつり」の竹飾りに華を添える。



小川町のキャラクター  
「星夢(すたむ)ちゃん」。

細川紙は、火事の際に井戸に投げ込んでも破れず、引き上げて再度使えることから、江戸の商人が大福帳(帳簿の一種)などに好んで使った丈夫な紙です。手すき和紙の中でも最も高度な技術を要するのですが、現在では職人の数が少なくなっており、この技術の後継者育成は、町にとって急務となっています。

現在、6人の研修生が3〜5年で和紙職人として小川町の工房で職を得ることを目標に、和紙づくりを学んでいます。

### 交流人口を増やせ!

#### おもてなしプロジェクト



プロジェクトは平成29年3月までの予定。受けられるというもの。

ユネスコ登録を機に行った、東秩父村と共同での取組。観光客に「ウェルカムカード」と「おもてなしマップ」を配り、カードの提示でマップにある飲食店での割引やサービスを



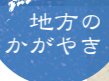
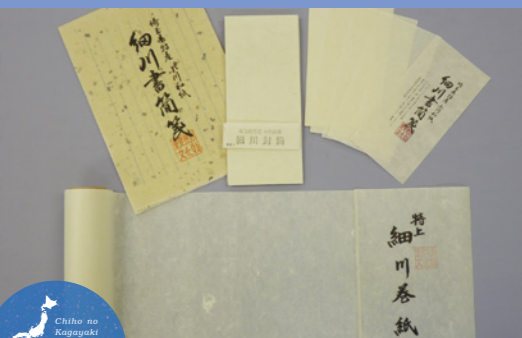
「埼玉伝統工芸会館 和紙工房」では、職人による和紙づくりの実演見学や紙すき体験ができる。小川和紙を各種取り揃えた売店もある。



小川和紙の「後継者育成事業」の様子。研修生1人につき、月3万円の奨励金が支給されており、毎週土曜日に研修が行われている。



ユネスコ登録された細川紙は国産の楮(こうぞ)のみを原料にした、厚みと光沢のある紙。小川町周辺で生産されている。



埼玉県小川町 Ogawa-machi

## 和紙づくりの技術を 後世に伝える 後継者育成事業

小川町はこれまで「和紙のふるさと」として、多くの活動に取り組んできました。毎年約20万人もの人出を誇る「七夕まつり」では、道を覆わんばかりの大きな竹飾りに小川和紙をふんだんに使い、人々を楽しませています。「小川町和紙体験学習センター」「埼玉伝統工芸会館 和紙工房」など、観光客が紙すきを体験できる施設もあり、都内の百貨店などのイベントに参加して、たくさんの人に和紙に親しんでもらう機会を提供することもあります。また、小川町の中学校では、卒業証書に使用する紙を生徒自身がすくのが習わしです。

このように町の内外に向けて、「和紙の町」としてPRしてきましたが、「細川紙」の和紙技術がユネスコ無形文化遺産に登録されてからは、「後継者育成事業」にも着手しています。

「後継者育成事業」にも着手しています。

### Column

#### 3つの酒蔵をめぐる ちよこたび埼玉 酒蔵めぐり in 小川町



参加費無料。小川町駅前または3蔵にてオリジナルのお猪口を販売(500円)。このお猪口にのみ酒が提供される。

小川町は、古くから「関東灘」の異名を持つ銘醸地です。秩父山系の良質の水と盆地独特の気候の恩恵により江戸時代から酒づくりが盛んで、現在も3つの酒蔵があります。町では平成26年に「乾杯条例」を制定し、「まずは地酒で乾杯!」が習慣になっているのだとか。

また、同26年から毎年開催されている「ちよこたび埼玉 酒蔵めぐり in 小川町」は、約6,000人(埼玉県発表)が参加するほど、大人気のイベントです。この日、参加者はお猪口(ちよこ)を片手に蔵をめぐる、小川町の酒を試飲し、ご当地グルメを堪能します。町も企画段階から運営に関わり、継続開催に向けてサポートしています。

さらに、小川町の魅力を知ってもらう機会にするべく、駅周辺の路地裏などにあるスポットを紹介する観光案内ガイドを養成し、様々なイベント時に活用できるよう準備しています。

# 労働力調査

皆さんからのご回答を、国の経済、景気動向の指標として有意義に役立っています。



調査員が伺いましたら、  
**ご回答**を  
お願いします。

## ●労働力調査って？

わが国の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的としたもので「統計法」に基づき、国が毎月実施しています。

## ●調査の結果から何がわかるの？

毎月、報道される「就業者数」や「完全失業率」などがわかります。



総務省統計局・都道府県

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm> 総務省労働力調査 総務省